新潟水俣病関係 年表

年 月 日	事 項
1929年（昭和 4年）	昭和肥料鹿瀬工場、カーバイド、石灰窒素等の生産開始
1936年（昭和11年） 3月	昭和合成化学工業鹿瀬工場、水銀等を触媒にしてアセトアルデヒド生産開始
1956年（昭和31年） 5月 1日	熊本県で脳症状を呈する患者の発生 水俣病の公式発見
1957年（昭和32年） 5月	昭和電工、昭和合成化学工業を吸収合併し、鹿瀬工場のアセトアルデヒド生産設備を増強
1959年（昭和34年） 1月 2日	昭和電工鹿瀬工場裏手のカーバイド残さ捨場が崩壊、阿賀野川へ流出、河口まで大量の魚が死滅
1965年（昭和40年） 1月10日	昭和電工鹿瀬工場、アセトアルデヒドの生産を停止
5月31日	新潟大学 椿・植木両教授、新潟県衛生部に対し 原因不明の水銀中毒患者が阿賀野川下流域に散発と報告 新潟水俣病の公式確認
6月12日	新潟大学 椿・植木両教授と新潟県衛生部、 阿賀野川流域に有機水銀中毒患者７人発生、うち２人死亡と公表
6月16日	新潟県と新潟大学、合同で新潟県水銀中毒研究本部を設置（6月21日、新潟県水銀中毒対策本部設置）
	新潟大学医学部など、阿賀野川流域住民の健康調査を開始
6月28日	新潟県水銀中毒対策本部、阿賀野川下流の魚介類採捕規制について行政指導実施決定 （7月1日～8月31日横雲橋下流採捕規制、9月1日～食用抑制に切替）
1966年（昭和41年） 5月17日	新潟大学 滝澤助教授、新潟県水銀中毒対策本部に、鹿瀬工場の排水口の水苔からメチル水銀を検出したと報告
1967年（昭和42年） 6月12日	新潟水俣病第１次訴訟提訴
1968年（昭和43年） 9月26日	政府、水俣病についての統一見解を発表 ※新潟水俣病は、昭和電工鹿瀬工場のアセトアルデヒド製造工程中で副生されたメチル水銀化合物が大きく関与して中毒発生の基盤となっている。 ※熊本水俣病は、チッソ水俣工場のアセトアルデヒド・酢酸製造工程中で副生されたメチル水銀化合物が原因である。
1971年（昭和46年） 8月 7日	環境庁事務次官通知（昭和46年判断条件ーいずれかの症状があれば水俣病）
1971年（昭和46年） 9月29日	新潟水俣病第１次訴訟判決（原告勝訴、確定）
1977年（昭和52年） 7月 1日	環境庁環境保健部長通知（昭和52年判断条件ー症状の組合せが必要）
1978年（昭和53年） 3月24日	阿賀野川水銀汚染等調査専門家会議、阿賀野川の水銀汚染の安全宣言
1982年（昭和57年） 6月21日	新潟水俣病第２次訴訟提訴
1992年（平成4年） 3月31日	新潟水俣病第２次訴訟第１陣判決（水俣病罹患を認めたが国の責任は否定。昭和電工、原告控訴）
1996年（平成8年） 2月23日	新潟水俣病第２次訴訟第１陣、東京高裁で和解成立
2月27日	新潟水俣病第２次訴訟第２陣～８陣、新潟地裁で和解成立
2001年（平成13年） 8月 1日	新潟県立環境と人間のふれあい館が開館
2004年（平成16年）10月15日	熊本水俣病関西訴訟最高裁判決（国・熊本県の責任を認定）
2007年（平成19年） 4月27日	新潟水俣病第３次訴訟提訴
2009年（平成21年） 4月 1日	新潟県、「新潟水俣病地域福祉推進条例」施行
6月12日	ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟（第４次訴訟）提訴
2010年（平成22年） 5月 1日	水俣病救済特別措置法に基づく給付申請の受付開始
2011年（平成23年） 3月 3日	ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟（第４次訴訟）和解成立
2012年（平成24年） 7月31日	水俣病救済特別措置法に基づく給付申請の受付終了
2013年（平成25年） 4月16日	水俣市の女性を水俣病患者と認定するよう熊本県に求めた訴訟で、認定を棄却とした熊本県の上告を棄却する最高裁判決 大阪府の女性を水俣病患者と認定するよう熊本県に求めた訴訟で、大阪高裁判決を破棄し、審理差し戻しの最高裁判決
12月 3日	新潟水俣病第１次抗告訴訟提訴
12月11日	ノーモア・ミナマタ新潟第２次全被害者救済訴訟（第５次訴訟）提訴
2014年（平成26年） 3月 7日	環境省、「公健法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について」関係自治体に通知
2015年（平成27年） 3月23日	新潟水俣病第３次訴訟新潟地裁判決（原告10人中７人の水俣病罹患を認めたが、国・県の責任は否定。原告、昭和電工控訴）
2016年（平成28年） 5月30日	新潟水俣病第１次抗告訴訟新潟地裁判決（原告９人中７人を水俣病と認め、２人を棄却。棄却された原告２人と新潟市が控訴）
2017年（平成29年）11月29日	新潟水俣病第１次抗告訴訟東京高裁判決（原告９人（うち８人が第３次訴訟原告）全員を水俣病と認める。新潟市は上告せず判決確定）
2018年（平成30年） 3月23日	新潟水俣病第３次訴訟東京高裁判決（原告２人の請求を棄却し、国、県の責任は否定。原告２人が上告）
2019年（平成31年） 2月 4日	新潟水俣病第２次抗告訴訟提訴
3月 5日	新潟水俣病第３次訴訟最高裁判決（原告２人の上告棄却）
2024年（令和6年） 4月18日	ノーモア・ミナマタ新潟第２次全被害者救済訴訟（第５次訴訟）新潟地裁判決 （途中で認定された２人を除く原告45人中26人を水俣病と認めたが、国の責任は否定。原告及び昭和電工が控訴）

発行者　新潟県（新潟県立環境と人間のふれあい館 ―新潟水俣病資料館―）
R7.3 一部補正　資料中に記載の出展・引用のほか、新潟県「新潟水俣病のあらまし（令和５年度改訂）」及び「新潟水俣病が教えてくれたもの～人間の活動と環境のかかわり～」より引用
表紙写真提供：国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所（令和６年10月撮影）

詳細な年表はこちら